

平成28年度周南市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度周南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|----------------|------------|----------------|
| (1) 水洗化戸数 | 56,963 | 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 21,620,810 | m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 59,235 | m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| イ 公共下水道建設費 | 2,110,147 | 千円 |
| ロ 特定環境保全下水道建設費 | 79,679 | 千円 |
| ハ 流域下水道建設費 | 13,602 | 千円 |
| ニ 農業集落排水建設費 | 96,300 | 千円 |
| ホ 庁舎建設費 | 25,239 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------------|---|---|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 下水道事業収益 | | | 5,343,195 千円 |
| 第1項 営業収益 | | | 3,199,632 千円 |
| 第2項 営業外収益 | | | 2,143,561 千円 |
| 第3項 特別利益 | | | 2 千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 下水道事業費用 | | | 5,251,393 千円 |
| 第1項 営業費用 | | | 4,574,060 千円 |
| 第2項 営業外費用 | | | 636,132 千円 |
| 第3項 特別損失 | | | 1,201 千円 |
| 第4項 予備費 | | | 40,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,813,715千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 76,237千円、減債積立金 114,317千円、過年度分損益勘定留保資金 725,041千円及び当年度分損益勘定留保資金 898,120千円で補てんするものとする。)

| | | | |
|----------------|---|---|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 下水道事業資本的収入 | | | 2,922,423 千円 |
| 第1項 企業債 | | | 1,271,400 千円 |
| 第2項 出資金 | | | 796,646 千円 |
| 第3項 補助金 | | | 844,732 千円 |
| 第4項 負担金及び分担金 | | | 8,762 千円 |
| 第5項 基金繰入金 | | | 882 千円 |
| 第6項 その他資本的収入 | | | 1 千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 下水道事業資本的支出 | | | 4,736,138 千円 |
| 第1項 建設改良費 | | | 2,330,894 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | | | 2,384,362 千円 |
| 第3項 その他資本的支出 | | | 882 千円 |
| 第4項 予備費 | | | 20,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|------------------|---|
| 徳山中央浄化センター外運転維持管理業務委託 | 平成28年度から平成31年度まで | 867,103千円 |
| 徳山中央浄化センター再構築工事委託(沈砂池ポンプ棟・水処理設備) | 平成28年度から平成29年度まで | 422,000千円 |
| 周南市水洗便所等改造資金融資あっせん制度による金融機関に対して行う損失補償(平成28年度) | 平成28年度から平成31年度まで | 市と金融機関で協議のうえ10,000千円の範囲内で貸付けを行った貸付金及びこれに伴う利子等の合計額に相当する額 |
| 周南市水洗便所等改造資金融資あっせん制度による利子補給(平成28年度) | 平成28年度から平成31年度まで | 貸付総額10,000千円の範囲内で、融資あっせん制度を利用した者への融資期間に対する利子補給額は、年5.0%を限度とする額とする。 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------|-------------|--------------------|--|---|
| 下水道事業 | 1,271,400千円 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、その他の場合は協議して定める。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換することができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

437,382 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、141,143千円である。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木村 健一郎